

- ①令和8年6月4日(木)
全国安全週間説明会を開催！
安全週間 監督署長、監督官
両立支援：埼玉産保：中田相談医
事例発表：(株)クワバラ・パンぷキン
関口所長
行田地区：13社、18名
羽生地区：8社、12名
加須地区：19社、27名

1



2



- ②令和8年6月10～11日(火水)
職長等監督者安全衛生教育を開催！
参加者は67名でした。

定時総会 (5月27日水曜日)

◆議 事

- ・令和7年度事業報告
- ・令和7年度収支決算報告承認の件
- ・役員選任(案)承認の件

◆報告事項

- ・令和8年度事業計画について
- ・令和8年度収支予算について

◆協会長感謝状贈呈 (敬称略)

- ・ジェコー(株) 安部隆治
- ・Astemo(株)埼玉工場 長谷川進
- ・石田プレス工業(株)埼玉工場 大川雅則
- ・行田地区労働基準協会 新井良枝

◆労働局長感謝状贈呈 (敬称略)

- ・ニッコーシ(株) 故：大貫信二

◆来賓祝辞 (敬称略)

- ・羽生市市長 河田晃明
- ・行田労働基準監督署署長 八巻美奈子 他2名

◆新常任理事 (敬称略)

- ・会 長 羽生支部 田邊弘栄
- ・副会長 行田支部 野本和弘
- ・副会長 加須支部 高橋純子
- ・支部長 行田支部 野本和弘
- ・支部長 羽生支部 吉田成孝
- ・支部長 加須支部 岡田信義
- ・部会長 総務部会 矢後史彦
- ・部会長 安衛部会 多田広基



開会の辞



会長挨拶



議 長



感謝状贈呈



感謝状贈呈



来賓祝辞
羽生市長



閉会の辞



定時総会風景

【健診結果についての医師等からの意見聴取】

- 健康診断を受けたままで終わりにしていませんか？
- 事業者には、健康診断で有所見と診断された労働者の健康を保持するために、3か月以内に医師等から意見を聴くことが義務付けられています。（安衛法第66条の4）

地域産業保健センター（地さんぽ）では、産業医を選任していない、労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、医師からの意見聴取を無料で実施しています。

※ご利用には事前の予約が必要です。
また、利用回数には制限があります。

＜お申し込み・お問い合わせ＞
行田地域産業保健センター（行田市医師会内）
☎048-556-8040



埼玉労働局からみなさまへ

- 詳細は、埼玉労働局HPをご覧ください。
 - ①労安法、作環法改正；個人事業者等の安衛対策の推進に係る規定関係【2026.5.29】
 - ②女性の健康課題に係るマニュアルについて【2026.5.29】
 - ③6／9開催案内 埼玉県SAFE協議会【2026.6.2】
 - ④外国人を雇用する事業主の皆様へ【2026.6.12】
- お問い合わせは健康安全課 ☎048-600-6206にお願いいたします。

熱中症対策としての服装選択に思うこと

過日、建設業関係者の方と話した際、熱中症対策として、半袖の適否の話題が出ました。労働安全衛生法や「熱中症防止のためのガイドライン」において、半袖への言及はありませんが、改めて適否を考えるに、服装選択には「①熱中症対策」だけでなく、作業の内容や環境に応じた「②負傷や有害物ばく露等への対策」も考慮されるべきと考えます。屋外なら「③直射日光による熱傷対策」もです。③は、本年度当署において、「屋外で長時間作業した労働者が、直射日光を受けた身体部位にⅡ度熱傷を負った」との労災事例に接したため、私も重要性を再認識したもので、この場合、長袖（UVカット加工、吸汗速乾性、ファン付作業服等）が推奨されます。

服装は、各対策とのバランスを考慮の上、選択をお願いします。

熱中症は、仕事中はもちろん、時間差で症状が出る場合もあるため終業後の体調変化にも注意が必要です。右記二次元コードで「職場における熱中症対策」を再確認し、同対策に万全を期していただきたいと思います。

